9　第十八条の十五の三第一項の規定は、施行令第二十五条の十三の八第十五項において準用する施行令第二十五条の十三第三項に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第十八条の十五の三第一項中「第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等」とあるのは「第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等」と、「当該非課税口座内上場株式等」とあるのは「当該未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

10　法第三十七条の十四の二第五項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該未成年者非課税適用確認書に係る法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。第十二項において同じ。）をした者の氏名及び生年月日

二　法第三十七条の十四の二第十六項の所轄税務署長が当該未成年者非課税適用確認書を作成した年月日

三　整理番号

四　その他参考となるべき事項

11　法第三十七条の十四の二第五項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該未成年者口座廃止通知書に係る未成年者口座廃止届出書を提出した者（次号において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

二　当該提出者からその提出の日以前の直近に提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号

三　当該未成年者口座廃止届出書に係る未成年者口座が廃止された年月日

四　当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無

五　当該未成年者口座廃止通知書を作成した金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びにその作成した年月日

六　その他参考となるべき事項

12　法第三十七条の十四の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出をする者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二　法第三十七条の十四の二第十二項の申請書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　未成年者非課税適用確認書の交付を受けたい旨

四　その他参考となるべき事項

13　法第三十七条の十四の二第十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該未成年者非課税適用確認書の提出をした者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二　当該未成年者非課税適用確認書に記載された整理番号

三　当該未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及び当該未成年者非課税適用確認書に記載された氏名

四　当該未成年者非課税適用確認書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号

五　当該未成年者非課税適用確認書の提出年月日

六　当該未成年者非課税適用確認書の受理後に非課税管理勘定が設定された日又は設定予定年月日及び当該非課税管理勘定が設定された未成年者口座の記号又は番号

七　その他参考となるべき事項

14　法第三十七条の十四の二第二十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　未成年者口座廃止届出書を提出する者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

二　当該未成年者口座廃止届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　未成年者口座を廃止する旨並びに法第九条の九及び第三十七条の十四の二第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする当該未成年者口座の記号又は番号

四　当該未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定の年分

五　その他参考となるべき事項

15　法第三十七条の十四の二第二十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　未成年者口座廃止届出書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名、生年月日及び個人番号

二　当該提出者からその未成年者口座廃止届出書の提出の日以前の直近に提出を受けた未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号

三　当該未成年者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及び当該金融商品取引業者等の法人番号

四　当該未成年者口座廃止届出書の提出により当該未成年者口座を廃止した旨及びその提出年月日

五　当該提出者に対する未成年者口座廃止通知書の交付の有無

六　当該提出者に未成年者口座廃止通知書を交付する場合には、当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無

七　その他参考となるべき事項

16　法第三十七条の十四の二第二十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　未成年者口座廃止通知書を提出した者の氏名、生年月日及び個人番号

二　当該未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号

三　当該未成年者口座廃止通知書に記載された氏名が変更されている場合には、その旨及び当該未成年者口座廃止通知書に記載された氏名

四　当該未成年者口座廃止通知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称及びその提出年月日並びに当該金融商品取引業者等の法人番号

五　当該未成年者口座廃止通知書の提出を受けた旨及び当該未成年者口座廃止通知書に記載された第十一項第三号に規定する廃止された年月日

六　当該未成年者口座廃止通知書の提出により最初に設けようとする非課税管理勘定の年分及び当該非課税管理勘定が設けられる未成年者口座の記号又は番号

七　その他参考となるべき事項

17　第十八条の十五の三第一項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項及び第二十二項から第二十五項まで、第十八条の十五の四、第十八条の十五の五（第四号を除く。）並びに第十八条の十五の六から第十八条の十五の八までの規定（次項において「非課税口座に関する規定」という。）は、法第三十七条の十四の二第十項第二号、第十二項、第二十二項第一号及び第二号並びに第二十三項並びに施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三第三項、第十五項、第十八項、第二十項及び第二十四項並びに第二十五条の十三の六までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「施行令」とあるのは「施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令」と、「非課税適用確認書」とあるのは「未成年者非課税適用確認書」と、「非課税口座異動届出書」とあるのは「未成年者口座異動届出書」と、「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、「非課税口座廃止通知書」とあるのは「未成年者口座廃止通知書」と、「出国届出書」とあるのは「未成年者出国届出書」と、「非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。